社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

令和2年度 第2回理事会

議事録

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 令和2年度 第2回理事会議事録

1. 開催通知年月日

令和2年11月4日(水)

2. 開催の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年11月12日(木)午後2時00分~午後3時22分

3. 理事現員数

23名 (令和2年11月12日現在)

4. 出席役員数及び氏名

(1) 出席理事数: 20名 監 事: 3名 欠席理事数: 3名 欠席監事数: 0名

(2) 氏 名

■理事

吉村俊雄、堀卓郎、西崎守、水野貞、森田昇、池上義正、鈴木賢治 湯澤武史、田中京子、手嶌きみ子、岡﨑克美、小林喜美江、根岸六郎 玉川稔、綱木雅敏、石井敏活、下山鐵夫、横山康博、金井博、金澤弘道

欠席理事:山野井崇二、坂本雅則、江藤眞理子

■監事

安藤芳彦、古閑学、丹羽克裕

欠席監事:なし

5. 議長

吉村俊雄会長

6. 決議に特別の利害関係を有する理事 該当なし

7. 議題

(1)決議事項

議案第1号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役職者の欠員補充に伴う 役職者の選定

- 議案第2号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の欠員補充に伴う 理事候補者の決定
- 議案第3号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正等
- 議案第4号 令和2年度補正予算(第二次)(案)
- 議案第5号 令和2年度第2回評議員会の招集事項の決定

(2) 報告事項

- ①予算の流用について
- ②令和2年度事業中間報告について
- ③令和2年度社会福祉協議会会員会費の中間報告について

(3) その他

- ①令和2年度理事会・評議員会等スケジュールについて
- ②世田谷社協ニュース (第7号 2020年10月号)
- ③ えみいレポート 令和元年度世田谷区成年後見センター活動報告書

8. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

午後2時00分、金澤事務局長より令和元年度第4回理事会以降の経過について報告をし続けて、前会長の上原繁様と理事の大森猛様お二方のご逝去について報告をした。理事総数23名のところ、20名の出席により理事会が成立していることを確認後、金澤事務局長が開会を告げた。続いて、その後、事務局より、理事会の召集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する理事が存するかの確認をした結果、本日の議案について該当する理事はいない旨が報告された。続いて、事務局より議長の選出が諮られ、吉村会長が議長に選出された。

(1) 議案第1号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役職者の欠員補充に 伴う役職者の選定

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役職者の欠員補充に伴う役職者の選定について、雨宮総務課長から説明があった。

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第1号 は原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり 同意することに決定致しました。

(2) 議案第2号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の欠員補充に伴う 理事候補者の決定

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の欠員補充に伴う理事候補者の 決定について、雨宮総務課長から説明があった。

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第2号 は原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

吉村議長 議案第2号は原案のとおり決定致しました。

(3) **議案第3号** 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正等 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正等について、雨 宮総務課長から説明があった。

吉村議長それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

- 鈴木理事 処務規程の関係ですが、私共が当初いただいた資料の主な改正点では、課長等の職及び職責等に関する規程について、現行の課長補佐及び副参事の職を、統括課長及び課長に変更するという件について、何の説明もございませんが、どうなっているのでしょうか。詳しくご説明をお願いいたします。
- 雨宮総務課長 これまでは課長補佐として3年間経験を積んだ場合に勤務評定等で正式に課長にという流れでございましたが、課長補佐が現在1名おりますが職責が明確になっておりませんでした。それを受けまして、課長としての職責である1つの課を統括していただくため5級職を課長と位置づけました。そこで、現在の課長は経験も豊富であり、6級職であることから、現行の課長につきましては統括課長と位置づけし、課長と統括課長の区分を明確にしました。
- 鈴木理事 それは新旧対照表の中でどのように表現されているのでしょうか。 今回の新旧対照表の中には書かれていませんよね。どういうことな のでしょうか。ご説明をお願いします。
- 雨宮総務課長 処務規程の中ではなく、職員給与規程の別表第2、資料の28 ページをご覧ください。現行では、5級職は課長補佐又はこれに相 当する職の職務、6級職は課長又はこれに相当する職の職務という ところを、改正案では、5級職は課長又はこれに相当する職の職務、 6級職は統括課長又はこれに相当する職の職務ということで職務分 類の基準を定め直しております。
- 鈴木理事 給与規程の中で職務分類を決めているということですが、職務権限 表はどういった流れになるのでしょうか。職務権限表という名称が 正しいかわかりませんが、職務権限に関する規程があってどういう 位置づけでどういう権限があるのかということをこの中で精査して いかないといけないのではないかと思います。

雨宮総務課長 課長及び統括課長については、同じ副参事という位置づけにな

っております。いずれも課の統括をすることに変わりはございませんが、経験年数が長く課長経験の実績から3年以降に統括課長に昇任する道筋があるというものでございます。

- 鈴木理事 急にここで言われてもはっきり言って私は分かりません。事前に配られた内容と今日の説明の整合性がとれないです。色々な背景的なことも含めて。議案の提案と説明が単純すぎませんか。もっときちんとした資料を出し、新旧の対比をして、給与のことなのか処務のことなのかをはっきりと説明すべきではないでしょうか。
- 金澤事務局長 人事給与制度見直しの時に、これからはなるべく固有職員を 年齢制限を下げて管理職として登用させ経営に参加してもらおうと いう考えが一つございました。その時に、管理職になった方をいき なり一つの課を任せるのは負担が大きいので課長補佐という言い方 にして、これまで経験を積んだものは課長と区別しようと考えまし た。課長も課長補佐も副参事、これは管理職でございます。ところ が、実際昇任して管理職になって課を任せない、課長補佐とはそも そも管理職なのかどうかという、職員の方からもわかりにくいとい うところがございました。それならば課を任せる、人事面でも課の 事務分掌もやって課長という呼び方にする。今まで経験年数を積ん だ者と課長という呼称が同じになるので、今までは課長と言ってい たものを統括課長と分けました。給料等が変わったわけではござい ません。課長補佐という呼び方を明確に管理職として認識してもら うために課長にして、ベテランの課長は統括課長として名前を分け て、級は5級、6級と変えず、給料等も手をつけずにこのように整 理をかけたいということです。
- 鈴木理事 私も説明だけではよく理解はできませんが、事務方できちんとやっていただけるということでこれは良しとさせていただきますが、そうすると新たに統括課長だとか課長だとか職務権限はどういうところでどういう風に役責としての権限を持つのでしょうか。
- 金澤事務局長 課長はもちろん課の人事管理、それから事務分掌、統括課長も同じです。処務規定の第4条課に課長を置くは同じでございます。ただ、統括課長と課長は副参事という職でもあります。副参事と呼ぶときは、課の仕事というよりもどちらかと言えば、私の特命を受けて課の人事管理ではなくて、特命の仕事をするという側面になります。要するに、課の人事管理は課長です。そういう区別がございます。ただ、職層としたらどちらも副参事職になります。部長級以上が参事職となります。ですから、副参事の中に課長、課長補佐とあったものを、基本的には昇任したら管理職として課の仕事をやってもらうことを明確にするために、課長、統括課長という言い方に置き換えたということでございます。給料等を変えるということで

はございません。対外的にも課長補佐は、この人は管理職なのかな、 補佐する役割なのかな、と誤解されてもいけないので明確にしたと いうことでご理解をいただきたいと存じます。

- 鈴木理事 外部的な関係では、名刺を作る時、その方の肩書はどのように表現 されるのでしょうか。
- 金澤事務局長 基本的にはこれからは課長でございます。統括課長はそのよう になります。職層で言えば、副参事になりますが、それは特に一般 的には必要ないと思いますので、そのような表現にしていきたいと 思います。
- 鈴木理事 そういう所が分からないですよ。参事とか副参事という制度がどうなのか、課長職との関連性の問題、我々は規程の改正でどういう位置づけになっているのか、先ほど説明されたようにどちらが上なのか下なのかといった誤解を招くようなことも出てくると、本来であればもう少しきちんと整理をして出してくるほうが、人事や運営組織がはっきりと見えてきていいのではないかなと思いますが、逆に事務局が組織を複雑化している。管理職ではあるのに外部から見たら管理職ではないから直しましょう、と色々な考え方があるとは思いますが、そこの関係を理事会提出後評議員会にも出されるかと思いますが、同じ質問が繰り返されないように整理をしていただくようこれからしていただければよろしいかと思います。

苦情解決規程について、今までは苦情処理規程でいくと、あくまでも苦情があって社協として苦情を処理するというイメージですが、解決という形に変えていくと相互に話し合いをしながら、円満解決と、具体的に解決というのはどういう考え方になるのでしょうか。条文の中にどのように盛り込まれているのでしょうか。第三者の委員の役割について説明してください。

金澤事務局長 詳しくご説明させていただきます。本会のホームページにも社協はこのように取り組みますよという規程と簡単なながれをお示ししております。私が事務局長になりまして、非常におかしいと思ったのが、苦情に対応するものが、一つが権利擁護推進委員会、こちらは主に成年後見に関するものですとか、その方の権利侵害に関するものはこの権利擁護推進委員会で対応しますと書かれております。もう一つが、サービス向上委員会、これは皆様のお声を聞いてサービスを向上させますとなっております。実はこの委員会は独任制で苦情がございましたら、第三者の独任委員がお話を聞いて対応しますという作りになっております。社会福祉法の改正でこれからは、社会福祉事業このサービスを利用している方の権利を守っていこう、苦情をお受けしてサービスの質の向上、苦情を処理するとうい考え方ではなくて、サービスを向上させるための積極的なものとして解

決に結びつけていく、こういう考え方が一つ大きな流れでございま す。それを見たときに、権利擁護の視点からとサービス向上と言い ながら実は権利を侵害するような案件が今まで1件もございません でした。それから、サービス向上委員会は、独任制と言いながら、 実際は独任制的な動きができない、最後に第三者の方に苦情に対す るコメントを貰うだけで、中々実質的な機能を果たせておりません でした。権利擁護かどうかということに関してではなく、私どもの 行っている事業やサービス、これを全て分けるのではなくて、それ に対してご意見とか苦情がございましたらそれをまず解決していこ うというスタンスで受け止め、私たちの独善的な判断ではなく、第 三者の委員の方にご意見を伺う。こういう作りにしようというのが、 苦情解決委員会の発想でございます。第三者の方に入っていただく のですが、私が気にしたのは、今クレーマーとかカスタマーハラス メントがあるのですが、要するに一方的に苦情を言ってきた方に対 しその都度苦情解決委員会をやるのか、それは適切ではないと考え、 私どもが行っている、社会福祉事業、社会福祉法に基づく事業とい うよりも皆さまのお力を頂きながら支援させていただくことが主な ので、一般の社会福祉施設がやっていてサービス提供に色々問題が あったら出てくださいというものでもないと思います。私どもの受 け止めとしては、社協の組織運営の根幹に関わる問題については、 委員の皆さまにお集まりいただきご議論をいただく、それ以外につ いては、社協がこういう苦情を受けて、解決を図ったことを委員会 にお示ししてご意見をいただきながら行っていきたいという考え方 の基に、一つに整理させていただき、新しく規程を設けて、古いも のを廃止させていただいたという中身でございます。

- 鈴木理事 第三者委員の役割の見直しとありますが、第三者委員会は新設した 規程の中で設置はどのように示されているのでしょうか。
- 金澤事務局長 別に規定を設けるとこの中でうたっておりまして、苦情解決委員会は要綱を別に定めるという作りにしようと思っております。前の権利擁護推進委員会の時には、医療に関すること学識経験者を入れると書かれていましたが、私どもは医療サービスをやっているわけではございませんし、私の今の考えは、法律の専門家、弁護士ですとか、人権擁護の方ですとか、消費生活にお詳しい方ということで、社協とは第三者の立場となって公平中立にみていただけるような方を委員としてやっていきたいなと考えております。
- 鈴木理事 設置規程を2つ廃止し今度一本化したわけだけど、本来であればその中に設置規程を入れて作るべきではないのか。
- 綱木理事 今のことに関してですが、新しい解決規程の中にある第6条、本会 に苦情解決責任者を置く、苦情解決責任者は常務理事があたるとな

っておりますが、組織上、常務理事は課の上にある方ということな のでしょうか。もう一点は、苦情解決委員会を設置するとなってお りますが、委員会の委員長と苦情解決委員会の意思決定、苦情解決 責任者との権限の関係はどのようになっているのでしょうか。

金澤事務局長 本会に対する苦情の責任者は、苦情解決責任者、常務理事とい うことで私がやらせていただきます。規程の中にもございますが、 苦情は基本的に、苦情受付担当者を課ないしは係に置いて、その人 が責任を持って苦情を受付けます。それを課長が基本的に対応をい たします。苦情解決責任者が課で対応をしなさいというのが基本で ございます。但し、その課でできないものは、苦情解決責任者に上 がってきますので、こちらで対応をいたします。苦情解決規程の第 13条、苦情の内容により考え方を書いてございます。例えば、2 条次に該当する苦情については、委任を受けた管理職が、必要に応 じて苦情解決責任者と協議のうえ解決を図るということで、(1)事 業等の推進・提供に係る職員の接遇、並びに処遇等に関する事項、 (2) 事業等の内容・運用等に係る事項、本会全体の調整が求めら れる事項、並びに世田谷区や他の団体に影響が及ぶ事項に分けまし て、(1)については課長の対応になると思います。(2)更に3条 本会の運営の根幹に関わる事項、世田谷区や他の団体等に重大な影 響が及ぶ事項並びに苦情解決責任者が特に重要なものと認める事項 については、苦情解決責任者が必要であると判断したものは、委員 会の審議に諮り提言を受ける。さらにこれについては委員会を開催 し、委員のご意見を伺い、それを踏まえて対応をするという作りで ございます。

綱木理事 委員会は常設ではないというイメージですか。

金澤事務局長 基本的には2年なりの任期を決めてならせていただきますので、これはすぐに委員会を開かなければならないものについては既に委員が決まっておりますので招集させていただいて、そういった意味では常設です。但し、開催は年度に1回は開催することとなると思いますがこういう苦情があって開催するかどうかは苦情解決責任者が判断をさせていただきます。

吉村議長
それでは、本件に関してよろしいでしょうか。

ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第3号は原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

吉村議長 議案第3号は原案のとおり決定致しました。

(4) 議案第4号 令和2年度補正予算(第二次)(案)

令和2年度補正予算(第二次)(案)について、雨宮総務課長から説明があった。

吉村議長 それでは、本件に関して意見、ご質問はございませんか。 ご質問がないようでしたらお諮りしたいと存じます、第4号議案は 原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり 同意することに決定致しました。

(5) 議案第5号 令和2年度第2回評議員会の招集事項の決定

令和2年度第2回評議員会の招集事項の決定について、雨宮総務課長から説明があった。

吉村議長 それでは、本件に関して意見、ご質問はございませんか。 ご質問がないようでしたらお諮りしたいと存じます、第5号議案は 原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおり 同意することに決定致しました。

(6) 報告事項

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

① 予算の流用について

雨宮総務課長説明

② 令和2年度事業中間報告について

金澤常務理事説明

③ 令和2年度社会福祉協議会会員会費の中間報告について

雨宮総務課長説明

吉村議長 以上をもちまして本日の議案及び報告事項は全て終了いたしました。

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

(7) その他

議長の指示により、以下のとおり情報提供した。

① 令和2年度理事会・評議員会等スケジュールについて

雨宮総務課長説明

② 世田谷社協ニュース (第7号 2020年10月号)

渡邊地域福祉課長説明

③ えみいレポート 令和元年度世田谷区成年後見センター活動報告書

9. 閉 会

以上をもって議事を終了したので午後3時22分に議長が閉会を宣し、解散した。

上記の決定を明確にするため議事録署名人において次に記名押印する。

 令和
 年
 月
 日

 署名人

 令和
 年
 月
 日

 署名人

 令和
 年
 月
 日

 署名人

令和年月日署名人